

令和3年度

法人・施設運営方針

社会福祉法人中越福社会

目 次

1	中越福社会	1
2	療護園	4
3	更生園	6
4	新潟県あけぼの園	9
5	工房ますがた	11
6	工房こしじ	13
7	ようこそ	15
8	工房はくさん	18
9	工房ゆきわり	21
10	工房みつけ	23
11	ワークセンターみつけ中央	25
12	ワークセンター北陽	27
13	工房かわさき	29
14	ゆうあい	31
15	スマイルセンター三喜	33
16	ステップセンター三喜	35
17	工房ほたる	37
18	ながおかホーム	39
19	やなぎはらホーム	41
20	坂の上の家	43
21	安心・安全コールセンター、らいこうじ（単独短期）	45
22	障がい者支援センターあさひ	47
23	地域活動支援センターオアシス、放課後等ディサービス虹のオアシス	49
24	地域生活支援センターなのはな	51
25	障がい者就業・生活支援センターこしじ	52
26	短期入所事業 かわさき	54

令和3年度 社会福祉法人中越福社会 運営方針
(長岡市浦字中の坪 528 番 4)

1 基本理念

「共に汗を流そう、地域のために 『お互い様』 でずっと暮らそう」

2 基本方針

当法人の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
 - (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
 - (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
 - (4) 4つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」「働く場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供する。
 - (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
 - (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献する。
- 以上を踏まえ法人及び職員は常に創意工夫や自己研鑽に励み、利用者、地域、保護者から信頼される運営に努め、複合施設の相互連携と特性を活かしながら、利用者が地域の中で市民権を得、明るく、楽しく、生き甲斐のある人生を送ることができるよう支援する。

3 重点事項

(1) 障害者の人権の尊重

障害者の人権の尊重や権利利益の擁護が極めて重要であると考え、職員の人権意識、知識・技術の向上の取り組みを積極的に行うよう努める。

(2) 安全で清潔な生活環境づくり

利用者に安全で良好な生活環境を提供するため、定期的に施設設備の点検を行い環境整備に努める。

(3) 利用者支援の充実と生活の質の向上

利用者支援の充実を図るため、利用者ニーズの把握に努め、個々の利用者に即した個別支援計画を作成するとともに、相談支援事業所を中心に関係事業所が連携を図り、良質なサービスの提供に努める。

各事業所がサービス自己評価を経たうえで計画的に第三者評価受審を進め、サービスの振り返り・質の向上を図る。

(4) 社会参加と地域交流及び社会貢献の促進

地域住民やボランティア等と協力して、当法人が地域福祉の拠点として、施設の開放と社会参加のため、地域との交流、連携強化に努める。

また、日常生活・社会生活上の支援を必要とする人に対して福祉サービスを提供するとともに職員ボランティア団体と協力して積極的に社会貢献に努めていく。

(5) 安全対策の強化

利用者の安全安心に万全を期すため、職員の防災・防犯教育を高めるとともに、多岐にわたる災害と防犯リスクを想定した防災計画を作成し、各事業所において計画的に実施する。

(6) 法人組織の機能強化

経営者会議を中心として情報収集と分析を行ったうえで経営企画、組織管理、人事管理及び財務管理等を適正かつ効率的に行うチームを組織することにより、経営基盤の確立を図るとともに安定的な事業経営と事業承継に努める。

また、各種専門的な法人委員会で企画及び検討をすることにより、利用者支援やサービスとしての品質内容が、より実効性のあるものとなるよう法人組織の充実・強化を図っていく。

(7) 法人の安定した運営

中長期的な経営戦略を図っていく上で、各事業所の中長期計画を総合的に判断し、計画的に事業を展開していく。

(8) 施設運営への各園の協力体制の強化

施設機能の充実強化を図るため、複合施設の利点を活かし、各園相互の連携と円滑な施設運営に努める。

(9) 職員の資質の向上

職員の資質向上を図るため、国家資格等の資格取得に対する助成制度の活用や内部の各研修のほか、外部で開催される一般研修、虐待防止に関する専門研修等に積極的に参加し、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上に努める。

(10) 確実な人材の確保

人材の確保が厳しさを増してきている中で、従来に増して積極的に企業ガイダンスなどに参加する。また、ITを活用し法人の魅力を十分に発信できるような体制を構築する。さらに学校訪問などを行い実習の受け入れなど数年先を見据えた人材の確保を図っていく。

(11) 目標管理制度の定着

目標管理制度を定着させ、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。また、管理者は職員のモチベーションアップを目指した職員育成を行う。

(12) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれていることから、各事業所において行動計画または業務継続計画に基づき、事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら業務継続を図っていく。

また感染状況に応じて、衛生委員会を中心に感染予防における行動指針を各事業所

に指示し、感染の防止に努めていく。

4 内部監査の実施及び監査法人の継続

法人内の内部監査組織により内部監査を継続的に実施し、各施設の運営状況を把握するとともに、強み弱みを浮き彫りにし、利用者、保護者及び地域の要望に応え、生活、活動の質と量を高める。また、監査法人の継続により更なる法人の経営組織のガバナンスの強化及び事業運営の透明性の向上を行い、内部統制を構築して法定監査に耐えうるものとする。

5 労働時間の適正な把握

国の働き方改革の柱に労働の効率化が掲げられており、労働生産性を上げ長時間労働を是正し、過労死や精神的なハラスメントを無くそうというものである。

これに対応するため管理者は事業内容の見直しを図り、各職員の労働時間を適性に把握し働きやすい職場環境の構築を目指すものとする。

6 その他

施設間の連携を図り必要に応じて各事業の見直しを図っていく。

令和3年度 障害者支援施設みのわの里療護園運営方針
(長岡市不動沢126番地3)

<基本理念>

- ・まず笑顔から始めます
- ・一人ひとりの思いを大切にします
- ・その人らしい生き方をサポートします

1 基本方針

- (1) 障がい者支援施設として、利用者の尊厳を守り、利用者のニーズに応じたその人らしい生活を支援する。
- (2) ユニット運営を継続していくうえで、利用者の日常生活と利用者支援に影響が出ないような支援体制の構築と安心安全なサービスの提供に努める。
- (3) 利用者の高齢化・重度化に対応した良質なサービスを提供するため、設備環境の整備だけでなく、職員個々の資質向上を目指す。
- (4) 策定した中長期計画を全職員が共有し、計画に基づいた業務の見直し・施設設備改修・提供サービスの充実をはかる。

2 重点事項

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりの思いを大切に、その人らしい充実した生活が送れるように支援するとともに、常にサービスの質の向上に努める。
- (2) 自己評価によるサービスの振り返りを行い質の向上を図る。
- (3) 利用者がユニット毎に生活することで、気持ちに寄り添った支援を実現と、利用者の満足度を高められるような個別ケアを実施する。
- (4) 経営の安定化を図るため、新規利用者の受け入れと入所待機登録について迅速な協議、検討を行い、利用者確保に努める。
- (5) 地域の社会資源として、地域交流に積極的に取り組み地域に開かれた施設づくりに努める。
- (6) 老朽化した既存施設の改修実施に向け調整を図る。
- (7) 感染症対策を講じ、利用者の健康と生活を確保するよう努める。

3 実施方法

- (1) 定期的に利用者やご家族との話し合いを実施することで意向の汲み取りと情報の共有を図り、個別支援計画に反映させることでその人らしい生活を送れるよう支援する。
- (2) 第三者評価検討委員会を中心に、自己評価から抽出された課題を中長期計画に盛り込み定期的な見直しを継続するとともに、単年度計画においてサービス提供・環境改善等の具体的な実施方法を明示し実践する。

- (3) ユニットケアを継続していくうえで、高品質なサービス提供と課題解決のために定期的な支援体制の見直しと環境作りをすすめる。
- (4) 高齢化・重度化・障害特性等に対応出来る職員の専門性と適応能力を高めるため、年間研修計画に基づいた研修への参加と課内研修を実施し資質向上に努める。また、緊急時の対応マニュアルを含めた利用者支援マニュアルの随時見直しを行う
- (5) 利用者の基本的人権を尊重し利用者の尊厳を守る支援につなげていくために、人権擁護委員会・理念検討委員会を中心に不適切な支援についても整理と共有を行い、より安心してもらえる質の高いサービスが提供できるよう研修等を行っていく。
- (6) 利用者が日々生活を送るうえで、必然的に発生するインシデントやアクシデントの分析を確実に実施し、担当職員もしくは専門職の意見を取り入れ、対応策を検討する。
- (7) 日常的に利用者の健康管理と把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症含め近隣の感染症の流行状況を随時確認する。感染症対策委員会を定期的開催し、各専門職との情報交換と共有を図りながら随時、行動計画の見直しや職員研修を実施することで日頃から感染症の流行防止を意識し感染症対策を徹底する。
- (8) 地域の社会資源として、小・中学生の総合学習やボランティアを積極的に受け入れ地域住民との交流の場を設定する。また、SNSを活用した情報発信にも力を入れ地域に開かれた施設づくりに努める。
- (9) 療護園の地域移行の可能性について、協議を継続する。
- (10) 施設改修においては LED 化未実施の照明器具と空調設備の整備を実施し、生活環境の更なる改善を図れるよう協議する。

令和3年度障害者支援施設みのわの里更生園運営方針
(長岡市不動沢126番地3)

みのわの里更生園は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、また法人理念「ともに汗を流そう 地域のために、『お互い様』でずっと暮らそう」に沿うよう、障害者が障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい健康で文化的な日常生活や社会活動ができるように支援する。

1 更生園基本理念

「心ゆたかに 体すこやかに みんなでくらそう」

2 基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人権と意思を尊重し、それぞれの豊かな暮らしと自己実現に向け支援する。
- (2) 利用者、職員ともに、地域の中で暮らす住民として、地域の人々との交流を深め、家族、関係機関と連携し、地域福祉の推進に努める。
- (3) 職員は高い倫理観と専門性を持ち自己研鑽に努め、社会資源の構築及び社会貢献に努める。

3 重点事項

現在の更生園は、年々高齢化が進んでおりそれに伴い歩行状況の悪化、身辺自立度の低下等が著しく表れている方々がおられる一方、強度行動障害等行動面等の支援を要す方々が混在しているなかでの暮らしが継続されている。限られた空間と設備、限られた人材の中、最大限の安全、安心、豊かな暮らしの実現を目指すよう下記の重点事項を定める。

- (1) 利用者一人ひとりの能力、障害特性等に応じた支援内容、活動メニューの充実を図り、それぞれの自己実現が達成できるよう努める。
- (2) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりのニーズ、意思確認を的確に行い個別支援計画に反映させ、利用者中心のサービスの提供に努める。
- (3) 一人ひとりが暮らしやすい安心、安全な最善の環境作り等に関係機関と連携を図りながら行う。
- (4) 利用者一人ひとりの状態に応じた関係機関等との連携を深め、健康な暮らしが継続できるように努める。
- (5) 職員の人権意識、知識、支援スキルの向上の仕組みと人材育成を整え、利用者の権利擁護に努める。
- (6) 経営の健全化とサービスの充実を両立できるよう、全職員で運営の在り方について検証し、中長期的な計画を策定し健全な施設運営を図る。
- (7) 短期入所利用者の受け入れを行い地域に必要とされる事業所として、地域交流及び連

携強化に積極的に取り組み、社会参加と社会貢献に努める。

4 実施方法

(1) 暮らしと日中活動支援

- ア 利用者の個別支援を重視し、精神的に安定した時間が過ごせるよう連携して支援を行う。
- イ 地域ボランティア、専門講師などの資源を活用し、日課の充実、利用者の興味、意欲の引き出しを図り、生活の質の向上を目指す。
- ウ 地域の他機関との連携を図り、外部に赴いての日課の充実等の機会をできるだけ設け、希望のある利用者には昼夜分離の活動が行えるよう支援する。

(2) 利用者の権利擁護の推進

- ア 職員全体で研修計画に基づいた研修を受講し、介護技術や意思決定支援等の知識の習得に努め、重度・高齢・強度行動障害利用者に快適な暮らしが提供できるよう、支援力の向上に努める。
- イ 虐待防止と基本的人権の尊重を図るために、自己評価、満足度調査等定期的実施、振り返りを行う。
- ウ サービス向上を図るために、定期的委員会の開催、サービス状況評価の実施、振り返りを行い、より良いサービスへつながるように努める。

(3) ケアマネジメントの支援強化

- ア サービス管理責任者を中心として、ケアマネチームを組み、チーム間での統一した支援を行うようにする。
- イ 高齢・重度者については身体介護を中心にすえ、本人の希望や思いに沿った生きがいのある生活を送ることができるよう支援するとともに、意思決定を尊重する。
- ウ 暮らしやすい生活環境の整備に努めるとともに、利用者個々の生活スタイルを重視した居室改修の計画を進め、より良い生活空間を図る。

(4) 健康的な生活と医療面の連携

- ア 介護・医療的支援の充実を図り、生活支援・看護・栄養等を包括し、一人ひとりが健康的な生活を維持・継続できるよう援助する。
- イ 日常的に医療行為を必要とする利用者及び服薬支援者の増加に伴い、医務室と医療機関との連携強化を進め、看護師を中心に医療的リスクの軽減を図る。
- ウ 施設内の清掃・消毒を励行し、手洗い等の支援強化し感染症の予防を徹底する。
- エ 栄養管理面から健康増進及び維持に取り組むとともに、給食委託業者と協力・連携し増加する摂食困難者に対しては、適切な食事形態や食事介助の提供ができるよう医療機関や職種間での連携を図る。また、厨房の改善計画を検討協議し、安全に適切な給食提供が行えるように、関係機関との連携を図る。

(5) 日常生活の安心・安全と防災対策

- ア リスクマネジメントを強化し、各種マニュアルの定期的見直しを含め、生活や支援サービス中の事故の防止に努める。

- イ 療護園と協力し、現状に合わせた実践的な防災訓練に取り組み、非常・災害時の対応を実施する。
- ウ 地域の理解と協力を求めながら、防災等でお互いに連携し、支え合うことができるように努める。
- エ 冬期間の除雪体制等検討し安全対策を強化する。
- オ 新型コロナウイルス対策など感染防止を含む業務継続計画のその都度の見直しを行うとともに、環境面、設備面等整えながら事業運営を図る。

(6) 経営の健全化とサービスの充実の両立

- ア 中長期的な計画の策定を行い計画実施とともに検証を行いながら、法令基準等を見据え経営の健全化と、サービスの向上となるよう施設運営に取り組む。
- イ 全職員が連携・協力し、利用者支援サービスの向上を目指し、風通しの良い組織づくりに取り組む。
- ウ 目標管理を行うことで、職員一人ひとりの振り返りとその後の職員としての成長と更なる就労意欲の向上を目指す。また、職員組織現状確認を行い、運営進捗に適切に反映させ安定性のある運営を目指す。

令和3年度 新潟県あけぼの園 運営方針
(長岡市柿町88番地)

<基本理念>

地域とともに笑顔あふれる未来づくり

1 基本方針

- (1) 利用者主体で、専門的、良質かつ適切なサービスを提供します。
- (2) 利用者の地域生活移行・地域での暮らしをサポートします。
- (3) 地域と連携しながら、当園が地域の社会資源の一つとして活動を担い、地域福祉の推進と人材育成に努めます。
- (4) 施設の効率的な運営、リスクマネジメント等の徹底に努め、運営体制の充実と強化を図り、利用者が安心して暮らせる施設づくりに努めます。
- (5) 相談支援事業所と密に連携を図り、適切なサービスを提供します。

2 重点事項

- (1) 利用者サービスの充実・創意工夫を図り、QOLの向上に努めるとともに、重度・高齢化及び強度行動障害に対応するためハード面・ソフト面での環境整備を推進します。
- (2) 地域生活移行に向けては、園内外の様々な活動を通じて経験し、利用者・保護者の思いや意向に寄り添いながら、丁寧に取り組んでいきます。
- (3) 利用者の心身の特性を踏まえ、安心・安全・快適な生活環境づくりに努めるとともに、実効性の高いリスクマネジメントに取り組みます。
- (4) 積極的に地域の方々や実習生・ボランティアの受け入れを行い、交友関係や地域交流の拡大に積極的に取り組み、地域に開かれた施設づくりを行います。
- (5) 相談支援事業所や関係機関と連携を図り、地域で生活されている在宅障害児・者の受け入れを積極的に行い、本人ニーズに合ったサービスを提供し、支援の充実を図ります。
- (6) 新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれることから、行動計画または業務継続計画に基づき、施設運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら業務継続を図ります。

3 実施方法

- (1) 利用者の基本的な生活習慣に対する支援や介護を基本とし、日中活動を充実させ利用者のニーズに応じた様々な創作的・文化的活動、生産活動を提供し、個々のエ

ンパワメントが発揮できる機会を設けていきます。また、重度・高齢化及び強度行動障害への支援、医療・健康管理等のスキルアップを図り生活環境を整えていきます。

- (2) 日中活動や施設外体験を通し、地域生活への関心を高め、その人らしい生活スタイルの選択肢を広げていきます。また、地域生活移行については利用者・保護者の意向を丁寧に確認していきます。
- (3) 利用者が安全で安心した生活が送れるよう、ヒヤリハット・アクシデント・利用者、保護者からの意見を速やかに対応し、事故予防と再発防止に努め、実効性の高いリスクマネジメントの仕組みを構築するとともに、運営体制の充実と強化を図ります。
- (4) 地域の方々に施設行事等への参加の呼びかけと、利用者の地域行事の参加を推進し、地域住民との交流の場を設定し相互の交流を深め、地域の社会資源として地域に開かれた施設づくりを目指します。また、積極的に実習・ボランティアの募集、受け入れを行い、交友関係の拡大と地域福祉の推進に努めます。
- (5) 相談支援事業所と連携し、通所生活介護事業及び指定短期入所事業、日中一時支援事業を通して在宅障害児・者のニーズを大切にし、当園のサービス資源を提供できる体制づくりを構築するとともに、サービス等利用計画書に基づき、施設入所者及び在宅障害児・者の個別支援サービス計画の提供と充実を図ります。
- (6) 利用者の健康管理に努めるとともに、新型コロナウイルスを含む感染症の流行状況を随時確認しながら、感染症対策委員会を定期的開催し、情報の共有と感染症防止の対策を講じていきます。

令和3年度 障害福祉サービス事業所みのわの里工房ますがた運営方針
(長岡市飯塚 1134 番地 3)

1 基本方針

- (1) 「工房ますがた」(以下「事業所」という。)は就労継続支援 B 型、生活介護事業を一体的に行う多機能型事業所として、利用者の日常生活全般の支援や居場所の提供、就労に繋がる支援や生産活動を行う。
- (2) 利用者一人ひとりの「はたらく」を尊重し、地域社会の中で働く場や機会を提供するとともに地域資源の活用、開拓を行いながら、利用者が豊かに生活するために必要な知識や技術の習得と向上を支援する。
- (3) 利用者一人ひとりの能力に応じた作業内容と作業量の提供を目指し、安定した工賃支給ができるよう、作業の効率化と開拓に努める。

2 重点事項

- (1) 利用者の意思と選択を重視し、相談支援センター等の関係機関と連携を図り、自立と社会参加に必要なニーズを考慮して個別支援計画を作成し実施する。
- (2) 多様化する福祉ニーズや時代の流れに柔軟に対応できるよう、より高度な知識と技術の習得を目指しながら、チームとして利用者支援がより適切に実行できるよう職員研修を充実する。
- (3) 障害の重度化や加齢に伴う利用者の変化にスムーズに対応できるよう、健康管理に重点を置き、健康で安定した生活が継続できるよう、家族やグループホーム関係者、相談支援センター、医療機関等との連携に努める。
- (4) 日常の支援内容や事業所内環境等について、定期的に見直しができるよう「サービス向上委員会」を設置し、職員の権利擁護の知識や支援技術等の資質向上を図れるよう、チームとして積極的に取り組む。
- (5) 法人理念、ますがた理念の浸透を図れるよう、積極的に地域住民やボランティア等への働きかけを行い、より一層の地域交流、連携に努めるとともに地域(社会)貢献を模索し進めていく。

3 実施方法

(1) 就労継続支援 B 型事業

働く喜びや楽しさを実感しながら充実した生活が送れる日中活動の場を目指し、利用者への働きかけを通して自己決定できる環境をつくり、自らの責任で実現できるよう支援する。

- ① 既存の作業の生産性・正確性の向上を図り、生活のペースを安定させやりがいをもって通える場所づくりに努める。
- ② 製造・納品・販売・福祉協力事業などの作業や活動を通して、地域社会や人とのつな

がりを実感し社会参加ができる環境を維持する。

③ 働くことの意義や経済活動(労働対価を得る)ことの大切さが理解できるよう努める。

(2) 生活介護事業

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのある個別支援プログラムを設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。また、外部講師による専門的な活動も取り入れていく。

① 通所時の健康チェックや排泄、摂食等の援助を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。

② 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能の維持、向上を図っていく。

③ 音楽療法や創作活動、ダンスミュージックなどの外部講師による専門活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。

(3) 共通支援

① 現利用者の通所を安定させるとともに、特別支援学校の実習受け入れや相談支援事業所と連携し、新規利用者の確保と利用稼働率の向上を目指す。

② 利用者の健康把握、通院支援等を行うとともに、家庭やグループホーム等との連携を図り、健康な生活が維持できるよう支援する。

③ 毎日の活動を通して規則正しい生活を行い、就労や自立した社会生活が可能となるよう支援する。

④ 障害の重度化や高齢化など、利用者の健康状態や変化に気付けるよう、チームアプローチを行っていく。

⑤ 個々のニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、メリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る。

4 その他

(1) 危険個所の点検・把握、ヒヤリ・ハット情報の共有等により、事故の未然防止を支援課会議やサービス向上委員会等を通して努める。

(2) 職員研修等を通して、職員の資質向上とサービスの質の向上に努めるとともに、障害者虐待防止法の趣旨に鑑み、その未然防止と啓発に努める。

(3) 月1回の避難訓練等を通して、安全と防災の意識向上を図る。

(4) 事業所が支援を通して得た利用者及び家族に関する個人情報の保護、管理を徹底する。

令和3年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里工房こしじ運営方針
(長岡市浦 4712 番地 1)

1 基本方針

当事業所の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 4つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」「働く場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供する。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
- (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、さまざまな障害のある方が、施設での作業を通して社会自立を促進し、生活を支えられる所得確保を目標としたサービスを提供する「就労継続支援B型事業」の福祉サービスを提供する。
- (2) 個々の能力、特性に応じた施設内作業の提供を行う。また、施設内に留まることなく、工賃向上や一般就労の促進を図るために積極的に施設外支援及び施設外就労支援を実施する。社会の一員としての自覚と生きがいを持ち心豊かな地域生活を支援する。
- (3) これからの社会福祉法人に求められる使命は如何に地域から信頼されるかが大きな課題である為、当事業所も公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない事業所として認知してもらう努力と実践を積む。
また、アール・ブリュット展など障害者の芸術文化活動の推進への協力や、その卓越した表現行動を地域に浸透させるためにデザイン化や権利収入の付与に取り組む。
- (4) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき、相談支援事業所と連携し利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (5) 障害者の人権の尊重や権利利益の擁護が極めて重要であると考え、意思形成支援を通して、サービスの質の向上に努める。さらに職員の人権意識、知識・技術の向上の取り組み、研修を積極的に行う。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれていることから、行動計画または業務継続計画に基づき、事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら業務継続を図る。

3 実施方法

(1) 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動、施設外支援及び施設外就労支援を通じて、就労、工賃の向上に対する知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。また、新潟県の「工賃向上計画」を受け、「長岡市障がい者共同販売ネットワーク事業」、「新潟県農福連携推進コーディネーター配置事業」等との連携を強化し、県の清掃業務委託事業やアウトソーシング事業にも積極的に取り組む。安定した所得保障を目指し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

さらに工賃向上の為、自主製品として焼き芋の製造・販売事業を強化させるため、自ら定植、収穫作業を行い、働き甲斐の獲得を目指す。その他、障害者アートを活かした商品開発を行う事で、障害の程度に限らず誰もが生産の一部を担える体制を整える。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

(3) 地域支え合い事業

高齢者及び障害者を対象とし、古紙回収、買い物支援、通院支援、除雪・除草等の地域貢献を通して、障害を持っている人たちが「福祉の受け手」から「福祉の担い手」を目指す。さらに、共生社会を実現するとともに地域からあの施設があつて良かったと思われる施設運営を通して社会福祉法人の使命を果たす。

※ 具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

令和3年度 障がい福祉サービス事業所
みのわの里ようこそ運営方針
(長岡市岩野1871番地1)

1 基本理念

- (1) 利用者様も保護者の方も職員も皆が幸せを感じられる施設を目指します。
- (2) 地域とのつながりを大切にいたします。

2 基本方針

- (1) みのわの里ようこそは利用者様の基本的人権と一人ひとりの意思を尊重し、幸せな人生を送っていただくために、社会人として対等な立場で支援サービスを提供する。
- (2) みのわの里ようこそは利用者様の日常生活を支え、その人が持つ能力や可能性を引出すため、介護サービスや創作活動・生産活動を通じ、主体的な自立に向けて支援する。
- (3) みのわの里ようこそは利用者様と地域社会との繋がりを大切にするとともに、施設が持つ機能を開放し、地域生活支援事業を提供することで、地域の障害福祉サービスに寄与する。
- (4) みのわの里ようこそは利用者様に安心・安全なサービス環境を提供し、また衛生管理・保健活動を通じ健康増進に努める。
- (5) みのわの里ようこそ職員は高い倫理観と専門性を持ち業務にあたり、社会福祉の増進及び社会貢献に努める。

3 重点事項

- (1) 利用者様一人ひとりのニーズや特性・生活環境などを適切にアセスメントし、本人のニーズを反映した個別支援計画を策定し、サービス等利用計画と連携した支援・介護サービスを提供する。
- (2) 提供するプログラム・サービスを定期的に評価・点検し、変化する利用者様のニーズやスキルに応えられるよう企画・運営を更新することで、サービスの向上と施設の活性化を図る。
- (3) 施設外日課・体験活動などを通じ積極的に地域と交流する機会を増やし、地域社会との共生を推進する。
- (4) 防災・防犯対策を推進し、また衛生管理の徹底と感染症防止に努め、安心・安全なサービス環境を提供する。
- (5) 個々の職員のスキルに合わせた職員研修を計画的に行い、支援サービスの専門性をもって障がいの多様化と多岐にわたるニーズに適切に対応できる職員のスキルアップに取り組む。

- (6) 新型コロナウイルスの感染状況を把握し、「新しい生活様式」を踏まえた中で、提供するサービスメニューについて工夫していく。

4 実施方法

- (1) 利用者様の人権を守り、主体的な意思を尊重する支援
- ア 人権擁護や接遇の向上を目指し、定期的にセルフチェックを行うとともに、関連する研修会等に職員を積極的に派遣し、常に基本的人権を意識したサービス提供に努める。
 - イ 利用者様が主体的にサービス利用できるよう、分かりやすい情報提供と意思確認・自己選択に必要なコミュニケーションツールの活用、環境設定を図る。
- (2) 利用者様のニーズや特性に合わせた日課プログラムの企画・編成
- ア 利用者様のニーズや障がいの多様化に合わせ、既存の日課プログラムにとらわれず、新規企画・編成など柔軟に対応する。
 - イ 利用者様のエンパワメントを生かし「働くこと」に焦点をあてた活動を選択できるよう支援環境を整備する。
 - ウ 少人数での活動や個別の空間づくりを工夫して行い、落ち着いた環境設定を行う。
- (3) 多様な障がいと特性を持つ利用者様の支援・介護
- ア 多様化する障がい・特性に対応する支援・介護の専門性を担保し、適切なサービスを、即応性を持って提供できる体制づくりに取り組む。
 - イ サービス等利用計画とマネジメントを共有し、地域資源・医療機関及び必要な福祉サービス等と連携した支援に取り組む。
 - ウ 新規利用者を受け入れることで、可能な限り地域のニーズに応えていく。
- (4) 防災・防犯対策の強化と生活環境の衛生管理の強化
- ア 近年の大規模で多発化する自然災害に対し、被害の実態を検証した上で、必要な対応策を講じ、利用者様と職員の安全を確保する。
 - イ 利用者の避難訓練については想定を変えて定期的実施し、利用者様の防災意識の向上と実態に即した職員の避難誘導手順の習熟を図る。
 - ウ 地域とのつながりこそ最大の防犯対策という意識のもと、地域での活動を積極的に行うとともに、有事の際の対応マニュアルの周知と定期的な防犯訓練に取り組む。
 - エ 日常的な衛生管理を見直し、利用者様・職員の衛生意識を向上させ、感染症予防対策を徹底して行う。また、給食の配膳補助や食品類を扱う日課・行事等に携わる職員については、食品衛生に係る知識や手順を熟知し、制度・規制に則り取り扱いに留意する。

(5) 地域との連携

ア 地域の一員として地域行事への積極的な参加や資源回収活動、日課活動の提供などを通じた住民の皆様とのふれあいを大切にし、障がい福祉の啓発と利用者の社会性の向上を図る。

(6) 施設経営・運営・労務管理等の適正な運用

ア 障害者総合支援法をはじめとする法令・制度に準拠した施設経営や運営の内容を定期的に確認し、コンプライアンスの実践に努める。

イ 利用実績等の正確な集計を行い、請求業務に支障が無いよう努めるとともに、報酬及び加算の適用に過不足や遺漏がないよう、適正な施設会計に努める。

ウ 職員の業務内容及び健康管理などに留意し、働きやすい職場環境及び適正な労務管理に努める。

(7) 職員の資質と専門性の向上

ア さまざまな障がいや行動特性等に対し、専門的で高度な支援・介護サービスを提供できる人材を育成するため、障がい特性に応じた各種支援プログラム・ケーススタディなどの実践的な研修会等に積極的に職員を派遣する。

イ 別に定めた「みのわの里ようこそ職員行動規範」を日常の支援・介護サービスの中で順守し、職員が一致してみのわの里ようこそそのサービス向上に向け取り組めるよう、風通しの良い職場環境を作る。

令和3年度 障害福祉サービス事業所のわの里工房はくさん運営方針
(長岡市来迎寺 2223 番地)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と明記されている。当事業所もその目的に従い、以下の方針を定める。

- (1) 就労移行支援事業所として、利用者ひとり一人の就労ニーズを把握し、企業との適正なマッチングを図ることで、当事業所から一般就労された利用者が地域の中で自立した生活を送り、自己実現を果たせるよう努める。
- (2) 当事業所が専門的な就労支援を提供することで、安定的に継続して職業生活を送るためには就労移行支援、就労定着支援の利用が有効であるということを経営の企業や一般就労を目指す障害のある方に理解し、認めてもらえるよう努める。
- (3) 当法人の理念に則り、障害福祉サービス事業所として地域の中で埋もれているニーズ等に積極的に関わり、地域の中にある就労移行支援事業所としての役割を果たせるよう努める。
- (4) 当事業所の就労移行支援を利用される方が一般就労という目的に向かって安心して取り組めるように快適な環境づくりに努める。

2 重点事項

- (1) 就労移行支援の使命である一般就労に向けて、令和2年度の就職者数6名と6ヵ月定着率100%を目指す。
- (2) 就労移行支援事業の特性上、就職者が出ると利用者数は減少することは必然である。従って、常に新規利用者を確保する姿勢で事業所運営を行う。
- (3) 利用者ひとり一人の就労ニーズに可能な限り対応できるよう、事業所内の設備環境等を整える。
- (4) 目標管理制度の中で、職員面談を実施し、各職員が年度を通して目標を持ち、就労支援の専門的知識や支援技術など、必要なスキルを身に付けられるように制度の定着を目指す。
- (5) 昨今の気候変動により、災害の危険性が高まっているため、防災体制等を確実に整備し、利用者が安心、安全に当事業所を利用できるようにしていく。
- (6) 地域の中にある日中活動系事業所として地域貢献を推進し、地域の中に「あって良かった」と思われる活動をしていく。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施し、コロナ禍の中でも就労に向けて必要な支援が継続できるようにしていく。

3 実施方法

- (1) 一般就労への強化推進

- ア 就業・生活支援センター、ハローワーク等就労支援関係の機関との連携を深め、利用者ひとり一人の就労ニーズに合った就労支援の計画的遂行を推進する。年間の中で関係機関との就労ケース会議を実施し、当事業所の利用者の就労準備段階等を共有して就労支援を進めていく。
- イ 就労支援におけるケアマネジメント体制の充実強化を図る。具体的には就労アセスメントの様式整備等を進めることで、個別支援計画を中心としたひとり一人に合った就労支援を提供できるよう推進する。
- ウ 当事業所の就労支援の特徴である、施設外就労を活用した実践的な就労支援プログラムの内容を充実させる。具体的には現在の業務委託企業に加え、プログラムとして有効な施設外就労先の開拓等を推進する。
- エ 「就労パスポート」等の就労支援ツールを活用した座学等を提供し、実際に働き続けるといった視点での就労支援技術を職員が身に付けられるようにする。事業所の研修計画に沿って、就労支援関係の研修に積極的に職員を派遣する。

(2) 新規利用者確保の強化推進

- ア 障害の特性や職業準備性の段階等を踏まえ、早い段階、期間での就労を希望される方にはその希望に応じたスケジュール感で就労支援を提供できるようにする。就労移行支援は原則2年ないし3年利用してから就職といったマイナスイメージを改善し、新規利用者の獲得を目指す。
- イ 高等総合支援学校をはじめ、学校関係と緊密な連携を図り、一般就労を目指す卒業生の受け皿として認めてもらえるよう努める。
- ウ 就業・生活支援センターや長岡地域若者サポートステーションとの連携等を図り、地域に埋もれている発達障害等の方が就労を目指すための利用ができるように努める。

(3) 事業所内の設備環境整備

- ア 利用者の就労ニーズに沿った設備環境（IT環境等）となるよう利用者の意見を聞き必要な整備を行っていく。
- イ 利用者と協力しながら、事業所内を常に清潔に保ち、一般就労を目指す事業所としての自覚を持ちながら日々の運営に努める。
- ウ 事業所内にアールブリュットの作品展示等を行い、美化を推進するとともに、障害がある方の芸術活動が地域の中で認められるよう貢献していく。
- エ 今後の利用者の通所手段を確認しながら、駐車場等の確保を行い、必要な環境整備を行う。

(4) 目標管理制度の実施

- ア 「みのわの里工房はくさん目標管理制度」実施要項に則り職員の目標管理を実施する。職員一人ひとりがやりがいを持って業務に取り組める効果的な目標を立て、実施できるよう努める。
- イ 虐待防止チェックリスト等を活用しながら職員の悩みや不安などを把握し、面談等で改善や解消できるよう、より良い就労支援環境づくりに努める。
- ウ 「階層別スキルと研修モデル～サービス実務担当者編～」に則り事業所内の

研修計画を充実させ、職員が効果的にスキルアップできるよう努める。新型コロナウイルス感染症のためにオンライン研修の増加など研修の実施方法も変化が見られるため、必要な研修が受講できるよう IT 管理課等と調整していく。

(5) 防災体制の整備強化

- ア 定期的な防災訓練を通して、職員及び利用者の安全と防災の意識向上に努める。
- イ 防災マニュアルを定期的に見直すとともに、整備が必要なものはマニュアル作成を行い、災害時に機能するものとして整備を行う。
- ウ 「虐待防止・事故防止検討委員会」を毎月開催し、気づきの報告書の改善内容の検討及び共有化を図り事故の再発防止、未然防止に取り組む。

(6) 地域貢献活動の実施

- ア 白山地区の一員としての自覚を持ち、地域のクリーン作戦等にも積極的に参加する。
- イ 白山集会所管理運営委員役員や白山集会所、白山神社周辺の落ち葉清掃等の役割を果たし、継続して地域貢献に努める。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策の継続実施

- ア 法人の行動指針に則り、当事業の行動計画及び業務継続計画を定期的に見直し、コロナ禍の中でも必要な就労支援を提供できるように努める。
- イ 感染状況に応じ、在宅就労支援等の提供も検討し、必要な準備を進めていく。
- ウ 感染状況に応じ、就労移行支援プログラムの内容等の変更についても柔軟に対応できるよう努める。

令和3年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里工房ゆきわり運営方針
(長岡市小島谷3500-7)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、個々のニーズに応じた支援に努め、安心してその人らしく生き生きと地域生活が送れるよう支援する。
- (2) 個々の能力や特性に応じた支援を行うとともに、地域社会や家族との連携を深めその人らしい自己実現が図られるよう必要なサービスを提供することで、社会資源としての役割を担い、地域に貢献する。

2 重点事項

- (1) 法人理念である「共に汗を流そう、地域の為に。『お互い様』でずっと暮らそう。」をもとに工房ゆきわりの理念、「感謝と笑顔を大切に地域の中で生き生きと」をそれぞれの地域の中に根差していくことを目指していく。
- (2) 利用者の基本的人権を尊重し、個々のニーズや障害特性に基づいた個別支援計画を作成し利用者中心の必要な支援やサービス提供に努めるとともに定期的な見直しを実施する。
- (3) 利用者の健康把握、通院支援等を行うとともに、家族やグループホーム等との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (4) 利用者に安心・安全で快適な生活環境提供するため、定期的な設備点検・把握と避難訓練行い、良好な環境の整備と安全確保に努める。
- (5) 積極的に地域行事や地域活動に参加することで地域や家族との交流を深め、福祉的サービス事業所としての役割を果たす。
- (6) 様々な障害特性に応じた適切なサービス提供するために専門知識や支援技術の習得、職員全体の資質向上をめざし研修内容の充実を図る。また、苦情・虐待・事故等の未然防止と啓発に努め体制や意識を養っていく。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業（B型）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所内における生産活動及び生産活動及び施設外就労、施設外支援や外部の地域資源等活用その他の機会を通じて、個々に合わせた就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(2) 生活介護事業

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、排泄、入浴及び食事の支援、創作活動やスポーツ活動、社会参加活動など様々な機会を提供し、

個々の特性に応じて地域社会の生活実現のための支援をする。

(3) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動等や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

4 その他

- (1) 工房ゆきわりを魅力ある事業所として利用できるように、新築移転を視野に入れた中で地域性や利用者の将来を見据えたサービス提供内容の検討や作業開拓に努めていく。
- (2) 気づきの報告書等の検証分析・分析を行いリスクマネジメント体制の強化を図るとともに、虐待や事故防止に努める。苦情や要望に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら円滑で円満に問題解決に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの意志や人格を尊重し、人権侵害の問題や虐待防止に向けた体制や啓発研修に充実を図り、職員の人権の意識を高めていく。
- (4) 市町村及び関係機関との情報交換、連携に努める。
- (5) 自己評価の実施や業務の改善や法人内部監査を通じて、施設運営状況を的確に把握し、より質の高いサービスの提供に繋げて事業所の資質の向上に努める。
- (6) 目標管理制度の運用を通して、職員一人一人がやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (7) 感染症の取り組みとして事業所における行動計画または業務継続計画に基づき、事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら事業継続を図っていく。

令和3年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里工房みつけ運営方針
(見附市学校町1丁目9番5号)

1 基本理念

「チャレンジ! 生き活きと輝いていこう

～その人らしく豊かな地域生活ができるよう心に寄り添います～」

2 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりが分け隔てられることなく、自らの意思で自己選択・自己決定し、その人らしく生き生きとした地域生活が送れるよう支援する。
- (2) 一般就労を目指した訓練や雇用の場の確保に努めると共に、福祉的就労の場の充実を図り、利用者の社会自立と自己実現を目指すよう支援する。
- (3) 地域に根差した事業所として地域福祉の一端を担い、地域住民との交流・連携を図り地域福祉の発展に貢献する。

3 重点事項

- (1) 利用者の意思を尊重し、利用者一人ひとりがその能力を発揮できるよう、専門性を活かした良質なサービスの提供に努める。
- (2) 利用者一人ひとりの障害特性やニーズ・課題に対するアセスメントを十分に行い、それぞれの利用者に応じた支援に努める。
- (3) 職員の資質の向上を図るため、職員研修に積極的に取り組み、職員の専門的知識や支援技術等の習得・向上に努める。
- (4) 利用者に対する虐待防止、事故防止への職員の意識を高め、リスクマネジメントの強化に努める。
- (5) 地域の受け皿という意識を持ち、行政や学校などの関係機関との連携を密に行い、多様化するニーズに対して適切な支援をできるように努めていく。
- (6) 地域の様々な社会資源の活用や交流の機会を持ち、事業所の理解、地域との関係強化に努める。

4 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

ア 福祉的就労の場として、個々の能力や障害特性に応じた作業内容を提供し、やりがいや生きがい得られるように支援する。

イ 施設外就労、施設外支援の機会を提供し、能力や技術の向上が図られた場合は、関係機関と連携し、就労に向けた支援を行う。

- ウ 基本的なマナーやルールの習得、及び「働く力」、利用者自身に責任と自信が身に付くように座学を行い、就労に必要な知識や技術等が習得できるように支援する。
- エ 作業量の確保と自主製品等の企画検討を行い、工賃向上への取り組みに努める。

(2) 生活介護支援事業

- ア 社会の一員としての自覚を持てるように、生産活動の取り組みを促す。また、障害特性に応じた作業内容と作業方法の提供を行う。
- イ 創作活動やスポーツ活動、社会参加活動など様々な経験を積み、生きがいを持って、その人らしい心豊かな地域生活を実現するように支援する。
- ウ 重度・重複障害を持つ利用者に対し、適切な介護サービスや送迎サービスを提供する。

(3) 日中一時支援事業

- ア 生産活動や余暇支援を通じて、体力づくりや社会参加、精神的成長、社会的ルールの体得等、その人らしい心豊かな地域生活の実現のための支援に努める。
- イ 特別支援学級・特別支援学校等の児童の放課後支援や長期休暇中の日中活動支援を行い、余暇活動を通して社会性やルール・マナー等の体得や作業活動を通じた勤労体験等の機会を提供する。

5 その他

- (1) 利用者に安心安全かつ清潔な生活環境を提供するため、定期的な設備点検・防災訓練等を行い、良好な環境の整備と安全確保に努める。
- (2) 気付きの報告書等の検証・分析を行い、リスクに対する情報を共有しながら、虐待や事故等の予防に努める。また、苦情や要望等に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら問題解決に努める。
- (3) 自己評価の実施や業務の改善や法人内部監査を通して、職場環境の改善や質の高いサービスの提供に努める。
- (4) 少子高齢化、独居化、貧困等の社会課題へも考慮しながら、様々な事業所と連携を取っていく。
- (5) 職員の資質向上を図るため、資格取得や各種研修への積極的な参加を図り、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上に努める。
- (6) 目標管理制度の運用を通して、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (7) 新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められるため、事業所の行動計画または業務継続計画に基づき、事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら業務継続を図っていく。

令和3年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里 ワークセンターみつけ中央（多機能型）運営方針
（見附市葛巻1丁目1840番地1）

1 基本方針 ～キャッチフレーズ：「ふれ愛」「学び愛」「助け愛」～

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、利用者自らが自分の意思で自己選択・自己決定しながら、生まれ育った地域の中でその人らしく生き生きと生活できるよう支援する。
- (2) 利用者の安全・安心を守り、利用者一人ひとりが個々の能力を発揮し活躍できるよう良質で専門的なサービスを提供する。
- (3) 利用者の自己実現と社会的自立を推進し、地域住民、関係機関等と連携を図りながら、地域に根差した事業所として貢献できるよう事業展開を図る。
- (4) グループホームのバックアップ施設として、「坂の上の家」の利用者が地域の中で地域住民のひとりとして心豊かに生活できるよう連携を図りながら支援する。

2 重点事項

- (1) 基本的人権の尊重を第一とした支援を行う
 - ア 利用者の基本的人権を尊重し、幅広い選択肢の中から自己選択・自己決定が行えるよう支援に努める。
 - イ 基本的人権の尊重を第一に自己の振り返りを行いながら倫理観を持って職務にあたり、利用者の人権擁護に努める。
- (2) 利用者に安心安全で良質なサービスを提供する。
 - ア 定期的に事業所内外の設備点検・環境整備を行い、安全を第一に快適で衛生的な生活空間の提供に努める。
 - イ 良質なサービスを提供するため、職員個々に目標を設定し振り返りを行いながら職員のスキルアップを図り、利用者支援の向上に努める。
- (3) 利用者の自己実現と社会的自立（自律）を支援する。
 - ア 様々な作業種目や、企業実習・施設外就労等の機会を提供し、利用者に適した職種を模索しながら自立（自律）に向けた支援に努める。
 - イ 利用者が地域社会の一員として働くことができるよう、関係機関との連携を図りながら、就労の促進に努める。

3 実施方法

(1) 就労移行支援事業

- ア 事業所での作業訓練等を通じて適性を把握し、働くために必要な体力・気力・技術等を身につけその向上を図る。また、企業実習・職場訓練・施設外就労等の機会を設け個々の課題を見い出しながら、就労に向けた必要な支援を行う。
- イ 社会人の基本となる整容・清潔、ルール・マナー、知識等を習得し、職場で必要なコミュニケーション力を育成するため計画的・系統的に座学の機会を設ける。
- ウ アセスメントやニーズを基本に作成した個別支援計画に沿って、利用者個々に

応じた就労支援を行う。

エ 様々な場面や体験を通じて把握した利用者個々のサポート方法、得意・不得意な点、配慮を要する部分等を明確にし、就労をサポートする。

オ 障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、テクノスクール等と連携して情報の収集・共有を行い、個々に合った企業実習や就職先を開拓し就労の促進を図ると共に、就労後の職場定着支援に努める。

(2) 就労継続支援事業 B型

ア 福祉的就労の場や施設外就労の機会を提供し、社会の一員として責任をもって働く喜びや生きがいを得ることができるよう支援に努める。

イ 利用者個々の障害特性や能力に応じた作業環境・作業内容を提供し、基本的な技術や知識、社会生活に必要なルール・マナー等が身につくよう支援を行う。

ウ 作業工賃の向上を目指し、作業内容の細分化や補助具の工夫を行いながら作業環境を整え、利用者個々のスキルアップを図りながら生産力の向上に努める。

エ 自主製品の開発・制作に努め、販売活動を通じて情報発信しながら、地域との交流の機会を持つ。

(3) 日中一時支援事業

ア 地域で生活する方々で支援を必要とする人に対して、生産活動を通じた就労体験の場を提供し、働く意欲や生きがいを見い出す機会とする。

イ 自宅に引きこもりがちな方々の生活リズムを整える場、生活意欲等を導き出す場として、その機会を提供する。

ウ 地域資源を活用し、社会参加や余暇的な活動を通じて地域生活に必要な社会性やルール・マナーを身に着ける機会を提供する。

4 その他

(1) 緊急時・災害時に適切に対応できる体制を整備・検証し危機管理に努める。また、利用者・職員の防災に対する意識の向上に努め、緊急時や災害時に冷静に判断し行動できる力を養う。

(2) 事業所内の苦情・虐待・事故防止委員会で検証した内容を職員間で共有し、苦情・虐待・事故等の未然防止に努める。

(3) 提供するサービスの質の向上を図るためマニュアルの整備・改善を行い、標準化された良質なサービスの提供に努める。

(4) 利用者・保護者・地域のニーズに応えた質の高いサービスの提供を目指し、事業所運営に努める。

(5) 支援を通して知り得た個人情報に関しては、その情報の保護・管理に努める。

(6) 地域への情報発信に努め相互に情報共有を行いながら、地域との交流を深める。

(7) グループホームのバックアップ施設として、支援員・世話人と日々情報を共有し連携を図りながらグループホームの利用者が安心安全に過ごせるよう努める。

令和3年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里ワークセンター北陽運営方針
(長岡市稲保1丁目306番地4)

1 基本理念

「笑顔で働く 感謝して働く 夢をもって働く 私たちは豊かな未来をつくります」

2 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を営めるよう支援する。

3 重点事項

- (1) 就労継続支援事業B型では、体力の低下や加齢等の理由により、一般就労が難しい利用者に対して、やりがいや生きがいを得られるよう、一年を通して安定した生産活動の提供に努める。
- (2) 一般就労を希望している利用者には、総合的な意味で「働く力」が身に付けられるように支援を行い、企業への実習や職場探し等を積極的に努める。
- (3) 利用者個々の能力、特性を考慮しながら、実習先の開拓、能力の向上に努める。
- (4) 地域における公益的な取り組みの実施や、地域の活動に積極的に参加することで地域に根ざした施設として認識してもらえよう努める。

4 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労支援を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施する。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や生産活動を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく

心豊かな地域生活の実現ための支援をする。

5 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の充実と強化に努める。
- (2) 利用者、家族、地域住民の要望に応えられるよう努力する。
- (3) 地域住民との関わりについては、古紙回収や地域の祭りへの参加、さらに積極的に社会資源を活かすことで、親しまれる施設を目指していく。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応、虐待事故防止委員会」を設け、「気付きの報告」によるリスクの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実を図る。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (8) 少子高齢化、独居化、貧困等の社会課題へも考慮しながら、様々な事業所と連携を取っていく。
- (9) 職員の資質向上を図るため、資格取得や各種研修への積極的な参加を図り、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上に努める。
- (10) 目標管理制度の運用を通して、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (11) 新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められるため、事業所の行動計画または業務継続計画に基づき、事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら業務継続を図っていく。

令和3年度 指定障害福祉サービス事業所
みのわの里工房かわさき運営方針
(長岡市川崎町 1963 番地 1)

1 基本方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法とする)に基づき、就労継続支援事業(B型)・生活介護事業の多機能型事業所として、利用者の基本的人権を尊重し個々のニーズに応じた支援に努める。「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」を地域の社会資源と組み合わせ、家族や関係機関と連携をとり福祉サービスの提供に努め、地域社会で暮らせるようすると共に地域に必要とされる施設運営に努める。

施設での作業を主とし社会自立を促進する「就労継続支援」及び創作活動、生産活動を体験する「生活介護」事業の福祉サービスを提供する。福祉的就労の場及び創作活動の場として、個々の能力、特性に応じた作業、生産活動及び文化的活動の機会を提供することで、その人らしい社会の一員としての自覚と生きがいを持ち、明るく、楽しく、豊かな地域生活が送れるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 利用者一人ひとりのニーズや特性に基づいた個別支援計画書を作成し、適切な支援、良質なサービスを提供する。
- (2) 利用者の健康把握、通院支援等を行うとともに、家族やグループホーム等との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (3) 利用者の特性、能力に応じた授産作業の提供と事業所外作業の提供に努める。
- (4) 日中活動の場と生活の場との連携を図り、必要なサービスを効果的に提供できるように努める。
- (5) 定期的な環境整備に努めるとともに、危険個所の点検、インシデント・アクシデント情報の共有、分析等により、事故の防止に努める。
- (6) 職員の資質の向上を図るため、職員研修に積極的に取り組み、職員の専門的知識や支援技術等の習得・向上に努める。
- (7) 各施設相互の連携と円滑な運営を図るとともに、安定的な事業所経営努め利用者のサービスの質の向上に努める。
- (8) 利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、人権侵害の問題や虐待防止に向けた体制や啓発研修の充実を図り、職員の人権擁護の意識を高めていく。
- (9) 高齢利用者への適切な支援を行うと共に年齢に応じた日課、生きがいを感じられるような日課の提供に努める。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設内における生産活動及び施設外活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のため必要な就労支援を実施し、地域社会の一員としての実現のための支援をする。
- イ 作業を通じて連帯感や協調性を養い、仕事に対する楽しさ、収入を得る喜びを体験し、充実した日々を送れるよう支援する
- ウ 日課において作業のみという単調なものにならないよう行事、外出する機会を通じて社会性の向上を図り、生活意欲を高める支援を心掛ける。

(2) 生活介護事業

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄、入浴及び食事の支援、創作活動又は生産活動の機会を提供し、個々の特性に応じて地域社会での生活実現のための支援をする。
- イ 地域の空き缶回収、コミュニティーセンターで行われるお茶会サロンの参加を通じて社会体験の場を提供し、社会参加の促進と地域住民との交流を深められるよう支援に努める。
- ウ 現サービス内容を検証し、新たな生活介護プログラムの開拓や見直しを行い、利用者の特性や関心に応じたサービスを提供できるように努める。

(3) 日中一時支援事業

利用者が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、文化的活動や余暇支援を通し安定した生活を送れるよう、活動の場を提供し支援をする。

4 その他

- (1) 地域との良好な関係を構築していき、地域から親しまれる施設を目指し、地域住民との相互交流を積極的に図っていく。

令和3年度 障害福祉サービス事業所みのわの里ゆうあい運営方針
(長岡市浦字中の坪 528 番 4)

<ゆうあい基本理念>『その人らしく、自分らしく、笑顔で過ごそう』

1 基本方針

- (1) 地域共生社会の実現と参加のために、利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の自立と自己実現を目指す。そのため利用者のニーズに基づく利用者中心のサービスを提供することを使命とする。
- (2) 当事業所も障害者総合支援法の目的に沿って、障害のある方がこの地域社会に生活していることが当たり前であるという前提で運営に努める。
- (3) 法人およびゆうあいの基本理念を合言葉に当事業所は障害者が地域社会で普通に暮らすことができるように、学校等関係機関並びに市内の障害福祉サービス事業所、法人内の各事業所と連携し、社会資源の構築を積極的に推進する。

2 重点事項

- (1) 地域に必要とされる事業所として、地域との交流及び連携強化に積極的に取り組み社会参加と社会貢献に努める。
- (2) 職員の人権意識、知識、支援スキル向上のための仕組みを再構築し、利用者の権利擁護に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの能力に応じた日中活動の機会を提供するために、生活支援、文化的創作活動等を充実させ、利用者一人ひとりの自立と自己実現を達成できるよう努める。
- (4) 利用者が安全・安心、快適に生活することができるよう防災及び施設内設備の点検、環境整備、美化・衛生に努める。
- (5) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づいた利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (6) 通所生活介護事業所として、定員上限（125%）まで利用者の受け入れを実施し、地域の社会資源としての役割を果たすように努める。
- (7) 利用者に提供するサービスの質の向上と課題を把握するために、第三者評価受審に向けた取り組みを進める。

3 実施方法

- (1) 地域交流及び社会参加、社会貢献を推進する。
 - ア 古紙回収やメール便配達、地域支え合い活動等の地域貢献活動に取り組み、障害が重い方でも地域を支える市民として活動できるように支援する。

- イ 地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長を促し、社会的ルールを学び、その人らしく心豊かな地域生活の実現するために社会体験活動（土曜日の施設開放）を実施する。
- (2) 利用者の権利擁護を推進する。
- ア 職員全体で様々な研修を通して権利擁護について考え、重度・重複障がい利用者に快適な日常生活を過ごしていただけるように支援する。
- イ 利用者が安全で安心した生活が送れるよう、「ヒヤリ・ハット」「アクシデント」に対し、速やかに対応し再発防止に努め、構築したリスクマネジメントの仕組みの活性化に取り組む。
- (3) 生活支援、文化的創作活動等の充実強化に努める。
- ア 地域のボランティアや地域の専門講師等と協力し、利用者の興味や意欲、生活の質が向上するような多種多様な文化的創作活動を提供する。
- イ 利用者の個別性を尊重し、精神的に安定し落ち着いて過ごすことができるように支援する。
- (4) 防災面での安全対策及び環境整備、利用者の健康管理、衛生管理を推進する。
- ア 各種支援マニュアルを定期的に見直し、サービスの標準化、事故防止に努め、利用者が安心・安全で快適に過ごすことができるように支援する。
- イ 看護師を中心に日常的に利用者の健康管理に努めるとともに、保健衛生計画に則り、新型コロナウイルスを含めた感染予防、健康診断、衛生指導等を実施する。
- ウ 地域との理解、交流を深め、防災等でお互いに協力し、支え合うことができるよう地域生活推進協力会議を開催する。
- (5) 職員の専門性の向上およびケアマネジメント体制の充実強化に努める。
- ア 多様化した障がいに対して専門的な支援を提供するため、積極的に外部研修に派遣し専門知識・支援技術の習得に努めると共に、実際の支援の現場にフィードバックする。
- イ サービス管理責任者を中心とし、各利用者担当がご本人、ご家族のニーズを確実に把握したうえで個別支援計画を作成する。職員全体で個別支援計画を共有し、利用者の自立と自己実現のために統一した支援を実施する。
- (6) 限られた環境での利用者受け入れ継続のため、利用者が過ごしやすい生活環境づくりを更に推進する。
- ア 作業室のレイアウト変更等を行い、利用者が安心して快適に過ごせる環境づくりを実施する。
- イ 専門的な空間（スヌーズレンルーム等）の整備を推進し、利用者が落ち着いて静かに過ごしたい時に利用できる環境づくりを実施する。
- (7) 第三者評価受審に向けてサービス自己評価等の取り組みをおこない、職員間の情報共有や意識の統一を図る。

令和3年度 障害者福祉サービス事業所
みのわの里スマイルセンター三喜運営方針
(長岡市堺町字江底 712 番地 1)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を営めるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 「福祉的就労の場」として働く場と機会を提供するとともに、「三喜商事株式会社」の中にある福祉事業所という特色を活かし、利用者が生き生きと充実した日々を過ごせるよう支援する。また、社員の方と一緒に働くことで、職場でのマナーや身だしなみの大切さを学び、社員の方に認められることで「やりがい」へと繋がるよう支援する。
- (2) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強みに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (3) 一般就労を希望している利用者には、企業への実習や職場探しを積極的に勧めていく。
- (4) 特別支援学校の生徒等の実習を積極的に受け入れ、体験の場を提供していく。
- (5) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。
- (6) 人権擁護の観点から苦情対応・虐待事故防止委員会を定期的開催し、リスクの分析や不適切な支援の共有を行い、その予防や再発防止に取り組む。
- (7) 感染症対策への取組として、新しい生活様式に準じた施設運営を行い、可能な限り感染リスクを軽減することに努める。また、三喜商事株式会社と連携し、感染予防・感染拡大に努める。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労、施設外支援を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施する。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現ための支援をする。

4 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の作成と実現に努める。
- (2) 利用者の就職後の定着支援として、定期的な職場訪問や就労移行支援事業所との連携を通して、職場での不安の早期発見及び早期解決を図り、本人が長く安心して働き続けられるよう支援体制を構築する。
- (3) 危険個所の点検や把握、避難訓練の実施を通して、防災意識の向上を図り、安心して作業に取り組める環境を整える。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決を図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応・虐待事故防止委員会」を設け、インシデントやアクシデントの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る他、不適切な支援についても共有し、より安心してもらえる質の高いサービスが提供できるよう努める。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実を努める。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (8) 施設内での勉強会や研修会への参加を通して、職員のスキルアップと資質向上を図り、より質の高いサービスの提供に努める。

令和3年度 障害者福祉サービス事業所
みのわの里ステップセンター三喜運営方針
(長岡市南七日町 89 番地 1)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を営めるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、さまざまな障害のある方が、施設での作業を通して社会自立を促進し、生活を支えられる所得確保を目標としたサービスを提供する「就労継続支援B型事業」の福祉サービスを提供する。
- (2) 「福祉的就労の場」として働く場と機会を提供するとともに、「三喜商事株式会社」と強固な協力体制にある福祉事業所という特色を活かし、緊張感をもち生産性を意識した一般企業に近い環境でのサービス提供を目指す。三喜商事社員と一緒に働くことで、職場でのマナーや身だしなみの大切さを学び、社員に認められることでの「やりがい」や「働くよろこび」へと繋がるよう支援する。
- (3) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強みに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (4) 一般就労を希望している利用者には、三喜商事と協働し「働く力」のアセスメントを行い関係機関と連携し、企業実習や職場探し等を積極的に勧める。
- (5) 特別支援学校の生徒等の実習を積極的に受け入れ、体験の場を提供していく。
- (6) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。
- (7) 人権擁護の観点から苦情対応・虐待事故防止委員会を定期的を開催し、リスクの分析や不適切な支援の共有を行い、その予防や再発防止に努める。
- (8) 「新しい生活様式」を取り入れ、感染症予防に配慮した作業環境の提供や余暇支援を行う。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労、施設外支援を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施し、関係機関と連携しながら就労支援を実施する。

4 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の充実と遂行に努める。
- (2) 利用者の就職後の定着支援として、定期的な職場訪問や電話及び事業所への来所等を通して、職場での不安の早期発見及び早期解決を図り、本人が長く安心して働き続けられるよう支援体制を構築する。
- (3) 危険個所の点検や把握、避難訓練の実施を通して、安全かつ防災意識の向上を図り、安心して作業に取り組める環境を整える。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応・虐待事故防止委員会」を設け、インシデントやアクシデントの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る他、不適切な支援についても共有し、より安心してもらえる質の高いサービスが提供できるよう努める。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実を努める。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (8) 施設内での勉強会や研修会への参加を通して、職員のスキルアップと資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努める。
- (9) 事業所内の感染症予防対策に努め、心身ともに安心して通うことが出来る環境づくりに努める。

令和3年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里工房ほたる運営方針
(長岡市来迎寺 2061 番地)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者の基本的人権を尊重し、かけがえのない個人として分け隔てられることなく、地域社会の一員としてその人らしい日常生活や社会活動が送れるよう支援する。
- (2) 就労継続支援B型・生活介護事業の多機能型事業所として生産活動や創作活動の提供を通して、個々の利用者の可能性や潜在能力を引き出し、利用者本位のニーズに基づき、より質の高いサービスの提供に努め利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指す。
- (3) 地域の人々との関わりを大切にし、積極的に地域社会への参加と地域資源の活用を図り、地域社会に根差した事業所運営を目指す。

2 重点事項

- (1) 利用者の一人ひとりの意思と選択を尊重し、その思いや目標を的確に把握するアセスメントを行い、長所に着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (2) 利用者に対する虐待の防止への職員の意識を高め、利用者の権利を擁護する。また、インシデント・アクシデント案件の情報共有や分析等により、事故防止に努めることでリスクマネジメントの強化に努める。
- (3) 利用者が安全・安心、快適に生活する事ができるように、施設内設備点検や避難訓練を実施し良好な環境整備と安全確保に努める。
- (4) 利用者の健康把握、通院支援等を行うと共に、家族やグループホーム、関係機関との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (5) 様々な社会資源の活用や交流の機会を持ち地域との関係強化を図り、事業所の理解が深まるように努める。

3 実施方法

- (1) 就労継続支援B型事業
 - ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会及び、施設外就労の場を提供する。
 - イ 「福祉的就労の場」として利用者個々の能力、特性に応じた生産活動その他の活動の機会を提供し、知識、能力の向上及び働く意欲をより高めていけるよう支援する。
 - ウ 生産活動の適切な作業量を確保し、多様化した利用者ニーズを把握した中で、作業種目の検討を継続的に行うと共に自主製品の企画検討を行い工賃向上に向け取り組む。

(2) 生活介護事業

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように排泄や食事の支援、創作活動や外部講師を活用した教養講座などの機会を提供する。
- イ 生産活動や地域の古紙回収、メール便配達など働くことを通じて地域住民との関係を深めると共に社会参加と経験の場を提供する。
- ウ 新たな生活介護プログラムの開拓を行う。

(3) 日中一時支援事業

利用者と家族が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日中の活動の場を提供する。

4 その他

- (1) 法人内の内部監査を継続的に受け、施設運営状況を的確に把握して利用者、保護者及び地域の要望に応え、生活、活動の質と量を高める。
- (2) 研修を通じ、職員の専門的知識や支援技術等の習得、資質向上に努める。
- (3) 感染症予防対策への取組として、事業所の行動計画や業務継続計画に基づき、新しい生活様式を取り入れた施設運営を行い、可能な限り感染の防止に努める。
- (4) 夢ハウスけやきの家との一体化による設備環境の改修や、保護者からの相談に真摯に対応し円満に移行できるように努める。

令和3年度 ながおかホーム運営方針
(長岡市川崎町1962番地1)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のもと、利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活をライフステージに併せて支援する。
- (2) 利用者の地域生活を充実するため、より個別性を高め、内部のサービス強化及び外部との連携強化を図ることで、安心・安全なサービスを提供する。
- (3) 地域住民の一人として、地域に貢献し、地域と共に生きる運営を実施する。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法のもと、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「共同生活援助事業」を運営する。また、365日24時間支援を行う「地域で支える安心生活支援事業」と協力して福祉サービスを提供する。令和1年度の内部監査を受けて、改善ポイントを明確にし、より透明性の高い、質の高い支援を目指す。また、定員の充足を早期に対応するため、既存グループホームの在り方について検討を重ねる。
- (2) グループホームで安心して生活出来るよう、より家庭的な雰囲気の運営を目指す。また、地域社会と関わることで、その人らしい社会の一員としての自覚と生きがいを持ち心豊かな地域生活を支援する。
- (3) 重度・高齢化及び個別性が高まり、ニーズの多様性が高まっていることから、生活の選択肢の一つとしてサービスを提供する。また、ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づき、利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (4) 地域生活支援等拠点等事業の運営について、自立支援協議会との連携を図り、圏域の資源として地域生活支援等拠点事業を整備する。また、将来を見通して看取りまで考えた、終の暮らしの場となるようソフト・ハード面を考慮した施設整備を行い、循環型の地域生活の推進を検討する。
- (5) 地元医師会の協力を得て、フェニックスネットの導入を継続して順次図る。また、高齢化に伴う、医療との充実した連携を図る。
- (6) 利用者様の高齢化に伴う、個別性の高い支援が求められている。特に、医療・保険・介護事業との連携は不可欠であり、個人の意向を尊重し、その人らしい暮らしを地域福祉の中で実現できるよう取り組む。また、身元保証人不在の問題や協力できる家族が疎遠、次の世代に移行している現状に合わせ、成年後見制度の推進及び弁護士との協力を図る。
- (7) 気づきの報告や事故報告をもとに、リスクマネジメントを行い、事故防止0を目指し、事業所内外での研修及び自己研鑽に励む。

3 実施方法

(1) 共同生活援助事業

- ① 利用者が安心・安全な質の高い生活を送れるよう、生活力、生活技術、能力の向上に向けた支援を実施する。世話人・生活支援員との連携強化を図り、生きがいと役割を持ち、必要とされていることや幸せ感が実感できるサービスを提供し、サービスの質の向上を図る。また、安心・安全コールセンターと連携を図り、24時間 365 日安心・安全に生活ができるように支援を行う。
- ② 計画的に人員を確保し、夜勤者を順次配置し、国の定める人的支援の強化を目指す。数名空きがあることから、利用希望者の見学対応及び体験利用の調整を積極的に行い、定員充足に繋がるよう努める。
- ③ 看護師を配置することと嘱託医の協力を得て、訪問看護ステーションの有効活用を図り、医療との連携や医療的なケアが実現されることで、健康的な安心した生活を可能にすることを図る。
- ④ 地元医師会の協力を得て、フェニックスネットの導入を行い、高齢化に伴う、医療との充実した連携を図る。外部の資源を積極的に活用する。(訪問看護、介護保険、調剤薬局等)
- ⑤ クリーン作戦や地域清掃に積極的に参加する等、地域社会から「あって良かった」と思われる施設運営に努め、社会福祉法人の使命を果たす。
- ⑥ 共同生活住居の利用者様で単身生活を希望する利用者様の地域生活移行として、サテライト型を積極的に活用する。今後も希望者に積極的利用が図れるよう体制を整備する。
- ⑦ 看取りまで対応できるよう、重度・高齢化の利用者様の受け入れが出来るよう体制を整備する。また、職員の専門性を高めるよう、積極的に研修や支援技術の向上に向けた取り組みを行う。
- ⑧ 成年後見制度についての研修会を受け、成年後見制度の利用が必要と思われる方やご家族等から希望があった方に関して申請等の手続きを行い、成年後見制度の利用に繋がるよう努める。また、適宜後見人との連絡調整、情報共有を行い、成年後見制度の円滑な利用につながるよう支援する。
- ⑨ 月 1 回事業所内会議を行い、事業所内であったインシデント等の報告及び対応策を検討する。緊急性を要するものに関しては全体会議以外でも関係者を招集して話し合いの場を設け、再発防止に努める。また、職員研修計画に基づき、一人あたり年 2 回以上の研修会への参加を行うとともに、内部研修を適宜実施し支援技術や倫理について研鑽を行うよう努める。
- ⑩ 地域生活支援等拠点事業について自立支援協議会と協同し、地域資源としての機能を整備する。同時に面的整備としての役割を考え、地域のネットワークの構築を検討する。

令和3年度 やなぎはらホーム運営方針
(長岡市柳原町2-18)

(やなぎはらホーム・ちょうせいホーム
さこんホーム・みやうちホーム)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）と当法人の基本理念及び更生園の基本理念をもとに、以下の基本方針を実行する。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援する。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供を行う。
- (3) 地域住民、関係機関等との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) それぞれの地域の中で「居住の場（ホーム）」「日中活動事業所」「社会参加の場」を持ち、様々な社会資源と組み合わせ利用者一人ひとりの自己実現に向け支援する。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために本人の意思決定を尊重する。
- (6) ホームを利用する全員が、地域で生活する喜びを育むとともにそれぞれの地域社会に何かしらの形で貢献できるよう努める。

2 重点事項

- (1) 「共同生活援助事業」を運営し、一人ひとりその人らしい生活が行えるように、**365日24時間**の更生園のバックアップをもとに支援を行う。
- (2) 安全で安心な生活がおくれるよう家庭的な雰囲気の基本として、世話人・生活支援員等協力し支援する。内部研修の充実を図り、質の高いサービス提供ができるよう職員の資質向上を図る。また、他事業所のGHとの情報交換、連携を行い、風通しの良い、チーム作りに努力する。
- (3) 地域住民との関わりを積極的に持ち、地域の協力と理解を得ることで、地域住民としての自覚と生きがいを感じて生活が継続できるよう支援する。また、関係機関との連携を図り適切なサービス提供を行う。
- (4) 老朽化が著しいホームについては、地域の社会資源から新しい借家等を探し良好な住まい提供を図り、日中活動参加や社会参加がしやすい環境作りを図る。
- (5) ケアマネジメントの充実及びアセスメントを行い、利用者中心の個別支援計画とすることで、良質なサービス提供を行うこととし、必要な場合は関係機関と連携を密にとり、適切なサービスの実現となるように努める。
- (6) 目標管理を取り入れ職員個々の事業運営における就労意欲と成長を促し、組織全体の状態確認を的確に捉える。さらに定期的内部研修、外部研修等研修計画を立て、人材育成に努める。

3 実施方法

『共同生活援助事業、4 ホーム運営』

- ア. やなぎはらホーム（男性 5 名定員）
- イ. ちょうせいホーム（男性 5 名定員）
- ウ. さこんホーム（女性 7 名定員）
- エ. みやうちホーム（女性 5 名定員）

- (1) ちょうせいホーム及びさこんホームに、夜勤又は宿直者を配置し夜間支援の充実を図るとともに、やなぎはらホーム・みやうちホームの夜間巡視とバックアップを継続して行う。
- (2) 定期通院及び緊急通院等、更生園及び他事業所の協力にて、医療的なケアが受けられるよう継続して支援する。
- (3) 土・日・祝日等の日中支援において、安全で安心な生活ができるように支援するとともに、更生園・他事業所の協力にて支援する。また、地域資源等の活用を進めることで、利用者の意向に沿った支援を行う。
- (4) 家族との繋がりや連絡等を密に保ち、利用者の精神的安定が保てるように努め利用者の真の思いにより近づく個別支援計画作成に努める。
- (5) 食事提供については、衛生管理と栄養バランスを考慮した提供を行います。
- (6) バイタル管理を行うとともに、感染症対策の強化を行い、健康的な生活が常に継続するよう支援する。
- (7) 常勤兼務のホーム管理者 1 名及び常勤専従のサービス管理者 1 名を配置して、基準に基づいた世話人及び生活支援員を配置し利用者の支援を行う。

令和3年度 坂の上の家（共同生活援助事業）運営方針
（見附市細越1丁目2-12）

1 基本方針

- （1）利用者の基本的人権を尊重し、ひとり一人のその人らしい生活を支援する。
- （2）家庭的雰囲気大切に、利用者に安心・安全で快適なサービスを提供する。
- （3）利用者の自己選択・自己決定を尊重し、良質なサービスの提供に努める。
- （4）地域の一員であるという自覚を育みながら、利用者ひとり一人が地域の中で暮らす喜びを感じとることができるよう支援する。
- （5）地域住民や関係機関等との連携を大切に、周囲の理解・協力を得ながら、地域社会に貢献できる事業所となるよう努める。

2 重点事項

- （1）利用者の基本的人権を尊重し、自己選択・自己決定を大切にしながら個別支援計画を作成し、利用者主体の支援に努める。
- （2）家庭的な雰囲気を大切に、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、生活環境を整え、利用者が居心地よく過ごせるよう支援する。
- （3）仲間同士の親睦を深めるため、地域資源を活用し楽しい企画等を設けながら、心豊かに生活できるよう支援に努める。
- （4）職員個々に目標を設定し振り返りを行いながら業務に臨むことでモチベーションアップを図り、職員の資質向上に努める。
- （5）バックアップ施設（ワークセンターみつけ中央）との連携を密に図り、職員間で情報を共有しながら支援に努める。

3 実施方法

利用定員：5名（女性） 在籍：5名（女性）

バックアップ施設：みのわの里 ワークセンターみつけ中央

- （1）管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置し、バックアップ施設との連携を図りながら、24時間365日安心・安全に生活できるよう支援に努める。
- （2）利用者が健康に過ごせるよう健康状態を把握し、健康の維持・増進に努める。
- （3）衛生管理・環境整備に努め、感染症の予防対策の強化を図る。
- （4）利用者個々の健康面を考慮し、栄養バランスのとれた献立や調理形態の工夫等を行いながら、健康的に活動するための身体づくりを支援する。
- （5）利用者の基本的人権を尊重し自己選択・自己決定を大切にしながら利用者主体の個別支援計画を作成し、地域の中でその人らしい生活が営めるよう支援する。
- （6）利用者が地域の中で自立（自律）し質の高い生活を送ることができるよう、ルール・マナーの習得および生活力の向上に向け支援する。
- （7）利用者の相談等に随時対応しながら、日々安定して生活できるよう支援する。

- (8) 定期通院及び緊急通院等に対しては、バックアップ施設と連携し協力しながら必要に応じた通院支援等を行う。
- (9) 土・日・祝日等の日中活動においては安心・安全で有意義な時間が過ごせるよう、バックアップ施設やご家族、関係機関等と連携を図りながら必要な支援を行う。
- (10) 世話人不在時や夜間等の緊急時の対応は、バックアップ施設の職員が随時対応にあたる。バックアップ施設の職員は事業所の携帯電話を所持し、グループホームと連絡をとり合いながら適切な支援を行う。
- (10) 緊急時や災害時に備え適切に対応できるよう、防災意識を高め環境整備に努める。

4 その他

- (1) 職員間で情報共有や検証を行いながら、苦情・虐待・事故等の未然防止に努める。
- (2) 支援を通して知り得た個人情報に関しては、その情報の保護・管理に努める。
- (3) 事業所の運営状況等を把握し改善に努めると共に利用者・保護者・地域のニーズに応えた質の高いサービス提供を目指した事業所運営に努める。
- (4) 近隣住民との交流や地域活動等に参加し相互に情報共有を行いながら、地域住民との関わりを深め、地域における理解・協力が促進されるよう努める。

令和2年度 安心・安全コールセンター、
単独短期入所事業らいこうじ運営方針
(長岡市来迎寺1864)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のもと、利用者の基本的な権利を尊重し、一人ひとりその人らしい生活をライフステージに併せて支援する。
- (2) 利用者の生活を充実するため、より個別性を高め、個別に必要なサービス強化及び外部との連携強化を図ることで、安心・安全なサービスを提供する。
- (3) 地域住民の一人として、地域に貢献し、地域と共に生きる運営を実施する。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、様々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「地域で支える安心生活支援事業」の運営を行う。365日24時間の生活支援を行うことでより安心・安全な生活のサポートを行う。
- (2) ショートステイや緊急時受け入れ事業を行い、サービスの狭間にいる方や居場所がない方の受け入れを行うための人材確保及び人材育成に努める。障害者に特化するのではなく、地域における社会資源として困っている方の支援を提供する。
- (3) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、計画に基づき利用者中心に必要なサービスの提供に努める。
- (4) 気づきの報告や事故報告をもとに、リスクマネジメントを行い、事故防止0を目指し、事業所内外での研修及び自己研鑽に励む。

3 実施方法

(1) 地域で支える安心生活支援事業（安心・安全コールセンター）

地域住民や共同生活住居の利用者が地域の中で安心・安全な地域生活を営むことができるように24時間365日コールサービスを受け付ける体制を確立し、夜間時、緊急時の支援を通して質の高い地域生活を支援する。夜間時・緊急時の対応・支援やさらに緊急を要する触法事案及び虐待事案等に対応できるように単独短期入所事業との連携を図り、質の高い地域生活支援を実施する。

また、虐待対応については長岡市より平成26年度より障害者虐待防止センターの夜間対応窓口の委託を受けております。

(2) 単独短期入所事業（らいこうじ）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、入浴、排泄、及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。地域生活に向けて、生活体験の場としての機能を有し、多くの利用者が

その人らしく心豊かな地域生活を実現し、継続できるための支援をする。

また、在宅の障がい者（児）で地域生活が緊急に困難になった場合、若しくは家族又は保護者が疾病・事故・病気・休養、生活困窮者などにより一時的に生活の場を求めたり、本人の自立を促進するために短期的に生活の場を提供し、地域での生活保障をするとともに、生活の向上を図ることを目的とする。

令和3年度 障がい者支援センターあさひ運営方針
(長岡市川崎町1962番地1)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と書かれている。その理念に沿って以下の基本方針を定める。

- (1) 障害者総合支援法の目的に沿って、障害のある方がこの地域社会に生活していることが当たり前であるということを前提にセンター運営に努める。
- (2) 使命として、より地域に根差した、公正公平な地域にあって良かったと思われるセンター運営を行う。また、地域住民の方や地域の関係機関と協働して地域の活性化、安全の確保を行う。
- (3) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の自立と自己実現を目指す。そのため利用者一人ひとりのニーズに基づく利用者中心のサービス等利用計画の作成等のサービスを提供することを使命とする。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう相談支援を行う。
- (2) 地域においてサービスを必要としている障害者及びその家族に対して必要な支援を行い、障害者の自立と自己実現を目指す基本相談支援、指定一般相談支援、指定特定相談支援を実施する。相談支援の実施にあたり提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は、特定の障害福祉サービス事業に不当に偏ることのないように公平中立に行う。
- (3) これからの社会福祉法人に求められる使命は如何に地域から信頼されるかが大きな課題であり、公益性を発揮し、地域住民からなくてはならない法人として認知してもらう努力と実践を積むことがこれからの法人の使命である。
- (4) ケアマネジメントの手法を用いり、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、利用者中心の必要なサービスの提供に努める。

3 実施方法

(1) 指定一般相談事業

新潟県の指定を受けて、指定一般相談支援事業を行う。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の給付を受けた方の地域移行支援計画の作成、地域生活の準備のための外出への同行支援、入居支援等、地域定

着支援台帳の作成、常時の相談支援体制の確保、緊急対応等及び基本相談支援を行う。

(2) 指定特定相談支援事業

市町村の指定を受けて、指定特定相談支援事業を行う。

計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）の給付を受けた方のサービス等利用計画作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催、及び基本相談支援を行う。

(3) 障害児相談支援事業

市町村の指定を受けて、障害児相談支援事業を行う。

障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）の給付を受けた方の障害児支援利用計画作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催を行う。

(4) 委託相談支援事業

市町村の委託を受けて、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する為の支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の相談など自立した生活を営んでいくための総合的な支援を行なう。

※具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

令和3年度
みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス
みのわの里放課後等デイサービス事業所虹のオアシス
運営方針
(長岡市三和3-123-1)

1 基本方針

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、余暇活動の提供及び社会との交流の促進を図る場を適切に提供する。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障がい児等の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じた利用者の立場に立ち、安心した雰囲気の中で適切かつ効果的な指導及び訓練を、個別支援計画を基に行う。

2 重点事項

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

- ア 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供と、その人らしい充実した生活が送れるように支援するとともに、サービスの質の向上に努める。
- イ 利用者、ご家族にニーズに応じた支援を行い、新規利用者の確保に努める。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

- ア 地域の社会資源として、利用者・ご家族のニーズに応じた支援を行い、満足度（安心感）、サービスの質の向上に努める。
- イ 地域との結び付きを重視し、利用者の居住する市町村、各学校、他福祉サービス事業者及び保健医療サービスを提供する各関係機関と密接な連携を行っていく。
- ウ 利用者個々の障害特性に対応出来るよう、各種研修を通して職員の専門性と適応能力を高め、資質向上に努める。
- エ 定期的なマーケティングをおこない、更なる事業の展開も視野にいたした準備を進める。

3 実施方法

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

- ア 創作活動又は余暇活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させること

によって、地域における障害者の自立の促進と社会参加を図る。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

- ア 利用者の状況等並びに課題と家族の意向を把握し、目標の設定を行い、個別支援計画に基づいた支援を行う。
- イ 施設内外を問わず、利用者（障がい児と家族を含む）が可能な限り自立した社会生活・日常生活を送る上で必要と思われる訓練と日常生活における支援等の相談、助言等を行う。
- ウ 地域社会との交流を促し、地域における障害者の自立の促進と社会参加を図る上で、保健、医療、教育を含めた支援システムを関係機関との連携し構築する。
- エ 虹のオアシスでの活動を通じて、挨拶や会話等のコミュニケーションが身に付けられるよう助言・支援を行うとともに、職員が定期的に専門的な研修に参加することで職員の資質向上を目指す。
- オ 利用者・家族のニーズに合わせたサービス、営業を行い、地域生活で快適に生活できるよう支援すると共に、随時、利用者・家族のニーズを把握し、適切なサービスの提供に繋げていけるように協議する。
- カ 国の定める放課後等デイサービスガイドラインに沿って作成される「保護者向け放課後等デイサービス評価表」、「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」の評価結果をもとに対処策、改善策を検討し、ホームページ等で情報公開を行う。

令和3年度 みのわの里障害者地域生活支援センターなのはな運営方針
(長岡市川崎町 1962 番地 1)

1 基本方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、移動支援事業の適切なサービスの提供を行い、適切な事業運営を図るとともに、利用者の基本的人格を尊重し個々のニーズに応じた障害福祉サービスの提供に努める。

2 重点目標

(1) 居宅介護事業

利用者が居宅において日常生活を営めるよう利用者の状況及び、生活環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事・生活等に関する相談や助言、並びにその生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

(2) 重度訪問介護事業

重度障害者であって常時その介護を有する利用者が自宅において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう利用者の身体、その他の状況及び、生活環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護等に関する相談や助言、その他の全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 行動援護事業

利用者が自宅において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう利用者が行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、また排泄及び食事等の介護、その他の利用者が行動する際に必要な援助を効果的に行うものとする。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害児・者について、外出のための支援を行うことにより、障害児・者の地域での自立及び社会参加を促すことを目的とする。

3 実施方法

- (1) 居宅介護事業における利用者の確保及び事業の円滑な運営に努める。
- (2) 職員の技能向上のため研修の充実を図り、良質なサービス提供に努める。
- (3) 利用者ニーズの把握に努め、良質なサービスを提供できるように努める。
- (4) 地域社会で生活を送るため、安全、安心、快適なサービスを提供する。
- (5) 支援を通じて得た利用者及び家族に関する個人情報保護、管理に努める。

令和3年度 障がい者就業・生活支援センターこしじ運営方針
(長岡市来迎寺1864番地)

1 基本方針

雇用安定等事業（国）及び生活支援等事業（県）に基づく「障害者就業・生活支援センター事業」により、就業を希望される障害者の方、あるいは在職中の障害者の方が抱える課題に応じて、雇用及び保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、就業及び生活面の一体的な支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る。

2 重点事項

- (1) 法人の基本理念、基本方針を受け、地域における「働く場」を中心に、相談、就業、定着のための支援の充実を図る。
- (2) 障害者からの相談に応じ、就職に向けての準備や就職後の定着支援、及び就業に伴う日常生活上の課題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。
- (3) 在職中の障害者を対象に講話や学習会、グループワーク、ボランティア活動等を計画し、相互の交流の場とするとともに、問題等の早期発見・改善を図り職場定着を促進する。
- (4) 業務を円滑に進め、適切な支援を行うため、労働局やハローワーク、障害者職業センター、自治体、就労支援事業所、特別支援学校、保健所等の関係機関と連絡会議を開催し、連携を図っていく。

3 実施方法

(1) 支援対象者の把握

- ア 支援対象者については、相談の際に本人や、家族、同行者等から支援対象者の障害の状況や、これまでの経歴（就業経験等）を正確に聴き取り、実態把握に努める。
- イ 障害の状況が多様化してきており、支援者側がより専門的知識を学び対応する必要がある。併せて、関係機関相互の連絡調整を密にしていく。

(2) 支援対象者に対する支援

- ア 就業面を中心とする相談に対する助言や具体的支援
基礎訓練、職場準備訓練、職場実習、各種助成制度の活用、委託訓練、社会適応訓練、就労後の定着支援、ジョブコーチ（配置型、訪問型）との連携
- イ 就労支援担当者3名、定着支援担当者3名を配置し、就労に係る相談や対応、就労後の定着に係る支援を特化・分担して、より効果的な支援を行う。
- ウ 生活面を中心とした相談に対する助言や具体的支援
生活支援担当者を1名配置し、就労に係る生活面の相談対応、支援を行う。
余暇支援、友人等人間関係、健康面等医療に関すること、金銭管理、各種手続きの支援、福祉サービス等の紹介、相談支援事業所等関係機関との連携による家族支援

- エ 主に精神障害の就業支援を担当する就業支援担当者を1名配置し、精神障害者に対し効果的で質の高い支援を図る。
- オ 「就職者の定着のつどい」の計画と実施
 - 就職者の定着のための学習会、交流の場、余暇支援を目的として年間6回開催
- (3) 個別支援計画の策定
 - 支援対象者の状態を踏まえて、「基礎訓練」「職業準備訓練」「職場実習」「転職支援」等の支援が必要と考えられる場合は、適宜「ケース会議」を開催し、関係機関の助言を得ながら個別支援計画を策定する。計画に従って支援を進めるとともに、定期的な見直しを行う。
- (4) 事業所等における障害者雇用に対する支援
 - ア 障害についての理解のための説明
 - イ 各助成制度の紹介
 - ウ 雇用上の問題等の相談に対する助言や提案と具体的支援
 - エ 定期的な会社訪問による定着支援
- (5) 企業開拓
 - ハローワークや行政機関との連携のもと、職場実習や就労に関わりのある企業と連絡を図りながら、開拓を進めていく。
- (6) 職場実習の強化
 - 「新潟県障害者職場実習受入促進事業」を積極的に活用し「就職までの見極めの実習」と「就労アセスメント、職場体験のための実習」に分けて利用者の就労ニーズにマッチングした訓練を提供できるようにしていく。
- (7) 関係機関との連携
 - ア 関係機関連絡調整会議（セミナー）の開催（年1回）
 - イ 県内障害者就業・生活支援センターとの連絡会（7センター会議：年8回）
 - ウ 定例会議の開催（隔月） ハローワーク長岡・柏崎、新潟障害者職業センター他
 - エ 精神障がい者の就労を考える会（月1回）
 - オ 中越圏域就労移行支援事業所連絡調整会議（年3回）
 - カ 自立支援協議会（長岡市、柏崎刈羽、出雲崎町、小千谷市、見附市）
 - キ 普通高校との連携
 - ク 長岡若者サポートステーションとの連携会議・出張講座（年3回）
 - ケ 障がい者の就労を拓く会（隔月）
 - コ ピアサポート活動（年4回）
 - サ 中小企業支援の一環で茶話会（年2回）
- (8) 調査研究
 - 該当地域の就職者の状況の後追い、定着状況、離職状況など地域の障害者雇用の実態把握に努める。

令和3年度 短期入所事業かわさき 運営方針
(長岡市川崎町1962番地1)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のもと、利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活をライフステージに併せて支援する。
- (2) 利用者の地域生活を充実するため、より個別性を高め、内部のサービス強化及び外部との連携強化を図ることで、安心・安全なサービスを提供する。
- (3) 地域住民の一人として、地域に貢献し、地域と共に生きる運営を実施する。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法のもと、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「短期入所事業」を運営する。また、365日24時間支援を行う「地域で支える安心生活支援事業」と協力して福祉サービスを提供する。
- (2) ショートステイや緊急時受け入れ事業を行い、サービスの狭間にいる方や居場所がない方の受け入れを行うための人材確保及び人材育成に努める。障害者に特化するのではなく、地域における社会資源として困っている方の支援を提供する。
- (3) 重度・高齢化及び個別性が高まり、ニーズの多様性が高まっていることから、生活の選択肢の一つとしてサービスを提供する。また、ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、計画に基づき、利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (4) 地域生活支援等拠点等事業の運営について、自立支援協議会との連携を図り、圏域の資源として地域生活支援等拠点事業を整備する。
- (5) 気づきの報告や事故報告をもとに、リスクマネジメントを行い、事故防止0を目指し、事業所内外での研修及び自己研鑽に励む。

3 実施方法

(1) 短期入所事業（かわさき）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、入浴、排泄、及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。地域生活に向けて、生活体験の場としての機能を有し、多くの利用者がその人らしく心豊かな地域生活を実現し、継続できるための支援をする。

また、在宅の障がい者（児）で地域生活が緊急に困難になった場合、若しくは家族又は保護者が疾病・事故・病気・休養、生活困窮者などにより一時的に生活の場を求めたり、本人の自立を促進するために短期的に生活の場を提供し、地域での生活保障をするとともに、生活の向上を図ることを目的とする。

